

令和4年(モ)第20031号 訴訟費用額確定処分申立事件

(基本事件 名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号損害賠償請求事件, 名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号損害賠償請求控訴事件)

申立人(被告・被控訴人)

医療法人社団幹和会

相手方(原告・控訴人)

多田雅史

催 告 書

相手方 多 田 雅 史 様

令和4年10月14日

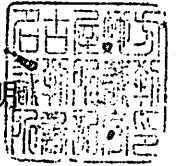
〒460-8504 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

名古屋地方裁判所民事訟廷記録係

裁判所書記官 小林 史 明

TEL 052-203-9048 (係直通)

FAX 052-203-1653



頭書基本事件について、上記申立人から、添付のとおり訴訟費用額確定処分の申立てがありました。

つきましては、この催告書受領後21日以内に、次の書面を2通提出してください。

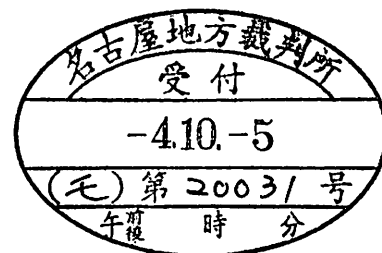
- 1 申立人提出の費用計算書及び訂正申立書記載の種目及び金額についての認否とその理由を記載した書面並びにそれを根拠づける資料
- 2 相手方の申立人にかかる訴訟費用計算書

以 上

令和2年(ワ)第4729号

原告 多田 雅史

被告 医療法人社団 幹和会



訴訟費用確定処分申立書

令和4年10月5日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 吉野 彩



同

弁護士 植木 祐



頭書事件について、下記のとおり、訴訟費用負担の裁判があり、この裁判が確定したので、原告が負担すべき訴訟費用額を確定されるよう、別紙計算書を添えて申立てます。

記

名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号

令和4年1月27日判決言渡

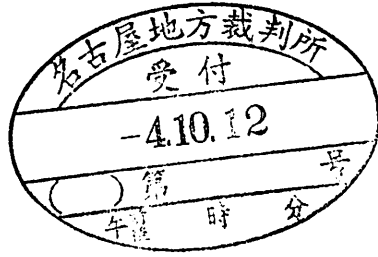
訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを1200分し、その1を被告(被告訴人)の負担とし、その余を原告(控訴人)の負担とする。

以上

(別紙)

計 算 書

項目	金額	備考
被告期日出頭旅費 (民訴費法 2 条 4 号 イ・同条 5 号)	1800 円	一期日当たり 300 円 出頭回数 6 回
被告期日出頭日当 (民訴費法 2 条 4 号 ロ・同条 5 号)	2 万 3700 円	一日当たり 3950 円 出頭回数 6 回
被告準備書面等の書類 の作成及び提出の費用 (民訴費法 2 条 6 号)	1 万 8000 円	準備書面等 5 通 書証写し 7 通
小計	4 万 3500 円	
原告が負担すべき訴訟 費用額	4 万 3464 円	1 円未満は十銭の位を 四捨五入



令和2年(ワ)第4729号

原告 多田 雅史

被告 医療法人社団 幹和会

訴訟費用額確定処分申立書 訂正申立書

令和4年10月12日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 吉野 彩



同 弁護士 植木 祐



頭書事件について、訴訟費用額確定処分申立書の別紙計算書を、本書添付の別紙計算書のとおり訂正いたします。

以上

(別紙)

計 算 書

項目	金額	備考
被告期日出頭旅費 (民訴費法 2 条 4 号 イ・同条 5 号)	1500 円	一期日当たり 300 円 旅費を伴う出頭回数 5 回
被告期日出頭日当 (民訴費法 2 条 4 号 ロ・同条 5 号)	2 万 3700 円	一日当たり 3950 円 出頭回数 6 回
被告準備書面等の書類 の作成及び提出の費用 (民訴費法 2 条 6 号)	1500 円	準備書面等 5 通 書証写し 7 通
送付費用 (民訴費法 2 条 9 号)	第 1 審 3443 円 第 2 審 94 円	
小計	3 万 0237 円	
原告が負担すべき訴訟 費用額	3 万 0212 円	1 円未満は十銭の位を 四捨五入